

令和6年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和6年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務

2. 実施目的

本事業は、IT・デジタルの活用を通じた業務効率化や経営課題の解決に意欲のある中小企業者に対し、IT・デジタル活用における課題等を把握・分析し、解決策の提案、情報提供等を行うアドバイザー派遣事業を実施することにより、中小企業者の生産性向上や新たな事業展開の取組みを支援することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務概要

- 中小企業者に対するアドバイザー派遣業務
 - ・支援企業数 50社程度
 - ・派遣回数 1社あたり1~3回
 - ・支援対象 久留米市内の中小企業、個人事業者

5. 業務内容

(1) アドバイザーの確保及び支援先企業への訪問調整

- ・ITと経営の両面に知見を有するアドバイザー（中小企業・小規模事業者を対象にIT・デジタル活用に関する課題解決等の支援経験を有する者）について、事業を実施するために十分な人員を確保すること。
- ・アドバイザーが支援先企業へ訪問する上で、必要な調整を実施すること。

(2) アドバイザーによる訪問診断、提案業務

- ・支援先企業へ訪問・ヒアリングを行い（1社あたり1~3回とし、1回あたり2時間程度の支援を実施する。）、①IT・デジタル活用における課題等の把握・分析、②把握された課題に対する解決策の提案を行うこと。具体的なITツールの提案を行う場合は、選定候補を複数提示すること。
- ・提案を行った取組に対して、活用可能な国・県・久留米市の支援制度についての情報提供を実施すること。（各制度の内容・手続きについて説

明すること。各制度の申請支援までを実施するものではない。)

- ・アドバイザー派遣の詳細については、本市と協議の上決定する。

(3) 支援先企業へのフォローアップ、アンケート調査の実施

- ・支援実施から一定の期間を経過した後、取組の状況及び成果について、支援先企業へのフォローアップを実施すること。また、当該フォローアップにあわせ、本事業の評価についてアンケート調査を実施すること。
- ・フォローアップ及びアンケート調査の方法等、詳細については、本市と協議の上決定する。

(4) 実績の報告

- ・診断及び提案内容について、支援先企業ごとに報告書を提出すること。
- ・報告書の様式等の詳細については、本市と協議の上決定する。

(5) 当事業の利用促進のための広報業務

- ・市内事業者に当事業の利用を促すための広報業務を実施すること。
- ・広報業務の実施にあたっては、キャッシュレス未導入事業者等のデジタル化に取り組めていない層の利用拡大を図るため、令和6年度プレミアム付き地域商品券（キャッシュレス商品券）発行団体と連携すること。

(6) その他

- (1)～(5)のほか、事業実施にあたって必要となる業務。

6. 委託限度額（提案上限額）

1回の訪問あたり 40,000円

※上記の金額は、消費税及び地方消費税を含まず、以下の費用を含む。

　人件費（アドバイザー謝金等）、旅費（アドバイザー派遣にかかる交通費等）、印刷製本費（訪問時の資料印刷費等）、その他、事業を実施するにあたって発生する全ての費用

7. 委託料の請求等について

受託者は、本市との協議の上定めた期間における実績に基づいて、5.(4)の実績報告書及び請求書を、委託者に提出する。委託者は実績報告書を検査し、適正であると判断した場合、請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとする。

8. 秘密の保持について

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及び

データの紛失、滅失、毀損、盜難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

9. 情報公開及び提供

市は提出された提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

10. 著作権について

本業務によって生じた成果物の著作権は、久留米市に帰属する。ただし、受託者が受託前から保持する著作物あるいは第三者の著作物の著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

11. その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない事項は、久留米市と受託者が、都度協議し解決するものとする。

以上